



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則（人事課） 1
- 沖縄県道路占用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則（道路管理課） 2

告 示

- 騒音規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示の一部を改正する告示（環境保全課） 3
- 振動規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示の一部を改正する告示（環境保全課） 3
- 騒音に係る環境基準の地域類型の指定の一部を改正する告示（環境保全課） 3
- 悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示の一部を改正する告示（環境保全課） 4
- 生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関の指定（福祉・援護課） 4
- 生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関の事業の廃止の届出（福祉・援護課） 4
- 土地改良区の役員の就任及び退任の届出（村づくり計画課） 5
- 村営土地改良事業施行の適当の決定（村づくり計画課） 5
- 民有保安林の指定の解除の予定（森林緑地課） 6
- 漁船損害等補償法施行令に基づく付保義務の同意を求めるための事前届出（水産課） 6
- 沖縄県立博物館・美術館の観覧料の承認（文化振興課） 6
- 指定管理者の指定（スポーツ振興課） 7
- 都市計画事業の変更の認可・2件（道路街路課） 7
- 都市計画事業の変更の認可・11件（都市計画・モノレール課） 8
- 土地区画整理組合の事業計画の変更の認可・2件（都市計画・モノレール課） 11
- 土地区画整理事業の換地処分を行った旨の届出（都市計画・モノレール課） 12

公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請（県民生活課） 12
- 開発行為に関する工事の完了・2件（建築指導課） 12
- 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（教育庁総務課） 13
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（教育庁総務課） 14

規 則

現業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3月16日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第4号

現業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

現業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規則（昭和47年沖縄県規則第108号）の一部を次のように改正する。

別表第5の昇格時号給対応表中	[34	[33	を に改める。
		34		34	
		34		34	
		35		34	
		35		34	
		35		35	
		36		35	
		36		35	
		36		36	
		37		36	
		37		36	
		37		36	
		37		36	
		38		37	
		38		37	
		38		37	
		38		38	
		39		38	
		39		39	
		39		39	
	40		39]	

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日から平成24年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例による。

沖縄県道路占用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月16日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第5号

沖縄県道路占用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県道路占用料徴収条例施行規則（平成4年沖縄県規則第17号）の一部を次のように改正する。
別表第1の1の項中「第7条第8号」を「第7条第9号」に改める。
別表第2に次のように加える。

23	電線共同溝、キャブ等に設ける電線類（「地下に設ける電線その他の線類」として占用料を徴収するものに限る。）のために占用するとき。	条例で定める額に100分の20を乗じて得た額
----	---	------------------------

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

告 示

沖縄県告示第138号

昭和54年沖縄県告示第95号（騒音規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示）の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行する。

平成24年3月16日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

第1項及び第3項中「市町村」を「町村」に改める。

第4項中「平成11年告示第293号」を「平成11年沖縄県告示第293号」に、「市町村名欄」を「町村名欄」に、「市町村」を「町村」に改める。

第1表名護市、うるま市、沖縄市、宜野湾市、浦添市、那覇市、豊見城市、南城市、糸満市、宮古島市及び石垣市の項を削り、同表本部町の項中「第12図」を「第1図」に改め、同表読谷村の項中「第13図」を「第2図」に改め、同表北中城村の項中「第14図」を「第3図」に改め、同表与那原町の項中「第15図」を「第4図」に改め、同表南風原町の項中「第16図」を「第5図」に改め、同表北谷町の項中「第17図」を「第6図」に改め、同表中城村の項中「第18図」を「第7図」に改め、同表西原町の項中「第19図」を「第8図」に改め、同表八重瀬町の項中「第20図」を「第9図」に改め、同表嘉手納町の項中「第21図」を「第10図」に改め、同表備考1中「地域をいい、臨港地区の分区とは、港湾法（昭和25年法律第218号）第39条第1項の規定により定められた地区をいう」を「地域をいう」に改め、同表の付表名護市、うるま市、沖縄市、浦添市、豊見城市、南城市及び糸満市の項を削る。

沖縄県告示第139号

昭和54年沖縄県告示第96号（振動規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示）の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行する。

平成24年3月16日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

第1項、第3項及び第4項中「市町村」を「町村」に改める。

第1表名護市、うるま市、沖縄市、宜野湾市、浦添市、那覇市、豊見城市、南城市、糸満市、宮古島市及び石垣市の項を削り、同表本部町の項中「第12図」を「第1図」に改め、同表読谷村の項中「第13図」を「第2図」に改め、同表北中城村の項中「第14図」を「第3図」に改め、同表与那原町の項中「第15図」を「第4図」に改め、同表南風原町の項中「第16図」を「第5図」に改め、同表北谷町の項中「第17図」を「第6図」に改め、同表中城村の項中「第18図」を「第7図」に改め、同表西原町の項中「第19図」を「第8図」に改め、同表八重瀬町の項中「第20図」を「第9図」に改め、同表嘉手納町の項中「第21図」を「第10図」に改め、同表備考1中「地域をいい、臨港地区の分区とは、港湾法（昭和25年法律第218号）第39条第1項の規定により定められた地区をいう」を「地域をいう」に改め、同表の付表名護市、うるま市、沖縄市、浦添市、豊見城市、南城市及び糸満市の項を削る。

沖縄県告示第140号

平成11年沖縄県告示第293号（騒音に係る環境基準の地域類型の指定）の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行する。

平成24年 3月16日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

表中「市町村名」を「町村名」に改め、同表名護市、うるま市、沖縄市、宜野湾市、浦添市、那覇市、豊見城市、南城市、糸満市、宮古島市及び石垣市の項を削り、同表本部町の項中「第12図」を「第1図」に改め、同表読谷村の項中「第13図」を「第2図」に改め、同表北中城村の項中「第14図」を「第3図」に改め、同表与那原町の項中「第15図」を「第4図」に改め、同表南風原町の項中「第16図」を「第5図」に改め、同表北谷町の項中「第17図」を「第6図」に改め、同表中城村の項中「第18図」を「第7図」に改め、同表西原町の項中「第19図」を「第8図」に改め、同表八重瀬町の項中「第20図」を「第9図」に改め、同表嘉手納町の項中「第21図」を「第10図」に改め、同表備考2中「定められた地域をいい、臨港地区の区分とは、港湾法（昭和25年法律第218号）第39条第1項の規定により」を削る。

沖縄県告示第141号

平成18年沖縄県告示第246号（悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示）の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行する。

平成24年 3月16日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

第1表中「市町村名」を「町村名」に改め、同表うるま市、南城市及び石垣市の項を削り、同表本部町の項中「第4図」を「第1図」に改め、同表読谷村の項中「第5図」を「第2図」に改め、同表北中城村の項中「第6図」を「第3図」に改め、同表北谷町の項中「第7図」を「第4図」に改め、同表中城村の項中「第8図」を「第5図」に改め、同表西原町の項中「第9図」を「第6図」に改め、同表名護市、沖縄市、宜野湾市、浦添市、那覇市、豊見城市、糸満市及び宮古島市の項を削り、同表与那原町の項中「第18図」を「第7図」に改め、同表南風原町の項中「第19図」を「第8図」に改め、同表八重瀬町の項中「第20図」を「第9図」に改め、同表東村の項中「第21図」を「第10図」に改め、同表恩納村の項中「第22図」を「第11図」に改める。

沖縄県告示第142号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成24年 3月16日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
比嘉眼科病院	浦添市城間四丁目34番20号	平成24年1月1日
嘉陽外科	那覇市字大道133番地	平成24年1月1日
高宮城皮フ科	浦添市字経塚676番地1 101号	平成24年1月4日
ぴいぷる薬局経塚店	浦添市字経塚373番地1	平成24年1月25日
美ら浜皮フ科クリニック	読谷村字古堅673番地1	平成24年2月6日

沖縄県告示第143号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり事業を廃止した旨の届出があった。

平成24年 3月16日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	廃止年月日

比嘉眼科病院	浦添市城間四丁目34番20号	平成24年 1月 1日
嘉陽外科	那覇市字大道133番地	平成24年 1月 1日
古波蔵調剤薬局	那覇市壺川 2丁目13番 1号	平成24年 1月 1日
高宮城皮フ科	浦添市前田一丁目 1番 1号	平成24年 1月 4日
荻堂薬局	宜野湾市宜野湾二丁目 5番10号	平成24年 1月19日

沖縄県告示第144号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり本部町塩川土地改良区から役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成24年 3月16日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 就任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	仲地盛元	本部町字崎本部138番地
理事	崎浜秀進	本部町字崎本部31番地
理事	具志堅善丈	本部町字崎本部39番地
理事	荻堂秀治	名護市宫里三丁目22番12号
理事	崎浜秀秋	本部町字崎本部2793番地
理事	崎浜秀茂	本部町字大浜885番地10
理事	崎濱秀政	本部町字崎本部100番地 2
監事	金城昌輝	名護市大南三丁目16番10号
監事	大城善信	本部町字瀬底21番地

任期 平成23年12月25日から平成27年12月24日まで

2 退任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	仲地盛元	本部町字崎本部138番地
理事	崎浜秀進	本部町字崎本部31番地
理事	具志堅善丈	本部町字崎本部39番地
理事	荻堂秀治	名護市宫里三丁目22番12号
理事	崎浜秀秋	本部町字崎本部2793番地
理事	崎浜秀茂	本部町字大浜885番地10
理事	崎濱秀政	本部町字崎本部100番地 2
監事	金城昌輝	名護市大南三丁目16番10号
監事	大城善信	本部町字瀬底21番地

沖縄県告示第145号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）附則第33条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第59条の規定による改正前の土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、多良間村長から協議のあった真津阿地区土地改良事業（区画整理）の施行について、平成24年3月8日その協議を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成24年 3月16日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 縦覧に供する書類 土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成24年3月19日から同年4月16日まで
- 3 縦覧に供する場所 多良間村役場
- 4 その他 この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

沖縄県告示第146号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成24年 3月16日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 解除予定保安林の所在場所 うるま市与那城饒辺久久釣727番36
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

沖縄県告示第147号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）に基づく普通損害保険に付すべき義務の同意を求めるための事前届出があった。

なお、当該届出に係る指定漁船調書を平成24年3月16日から同月30日まで浦添宜野湾漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成24年 3月16日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 発起人の住所及び氏名 浦添市仲間二丁目25番1号 中村武一、宜野湾市字愛知437番地7 東江寛治
- 2 加入区 浦添加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条（義務付保漁船についての保険料の集収及び払込等）第1項の申出をする漁業協同組合の名称 浦添宜野湾漁業協同組合

沖縄県告示第148号

沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第72号）第11条第5項の規定により、次のとおり沖縄県立博物館・美術館の観覧料を承認した。

平成24年 3月16日

沖縄県文化観光スポーツ部長 平 田 大 一

- 1 施設の名称 沖縄県立博物館・美術館
- 2 指定管理者
文化の杜共同企業体
代表者 那覇市おもろまち1丁目3番31号 株式会社沖縄文化の杜
那覇市おもろまち1丁目3番31号 株式会社沖縄タイムス社
浦添市勢理客三丁目9番11号 株式会社国際ビル産業
- 3 観覧料を承認した期間 平成24年4月24日から同年5月27日まで
- 4 観覧料の額
博物館企画展「紅型 BINGATA 琉球王朝のいろとかたち」

区 分		観覧料の額（1人につき）	
		個人の場合	団体の場合
博物館施設	一般	800円	640円
	大学生及び高校生	500円	400円
	中学生及び小学生	300円	240円

備考

- 「一般」とは、「大学生及び高校生」及び「中学生及び小学生」のいずれにも該当しない者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。
- 「大学生及び高校生」とは、大学の学生及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。
- 「中学生及び小学生」とは、中学校の生徒及び小学校の児童その他これらに準ずる者をいう。
- 「団体の場合」とは、20人以上の団体で観覧する場合及び教育委員会規則で定める場合をいう。

沖縄県告示第149号

沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例（平成17年沖縄県条例第28号）第6条の規定により、奥武山総合運動場の指定管理者を次のとおり指定した。

平成24年 3月16日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 指定管理者となる団体 株式会社トラステック 那覇市字小禄303番地
- 指定の期間 平成24年 4月 1日から平成27年 3月31日

沖縄県告示第150号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成17年沖縄県告示第440号で認可した石垣都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成24年 3月16日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 施行者の名称 石垣市
- 都市計画事業の種類及び名称
 - 種類 石垣都市計画道路事業
 - 名称 3・5・18号
- 事業施行期間 平成17年 6月28日から平成26年 3月31日まで
- 事業地
 - 収用の部分 変更なし
 - 使用の部分 なし
- 変更の内容 事業施行期間の延長

沖縄県告示第151号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成19年沖縄県告示第70号で認可した名護都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成24年 3月16日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 施行者の名称 名護市
- 都市計画事業の種類及び名称
 - 種類 名護都市計画道路事業
 - 名称 3・4・名27号大北大西線
- 事業施行期間 平成19年 2月 9日から平成25年 3月31日まで
- 事業地

- (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
 - 5 変更の内容 事業施行期間の延長
-

沖縄県告示第152号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、昭和47年沖縄県告示第169号で認可した那覇広域都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成24年 3月16日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施行者の名称 那覇市
 - 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
 - (2) 名称 4・3・那1号緑ヶ丘公園
 - 3 事業施行期間 昭和47年 9月20日から平成29年 3月31日まで
 - 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
 - 5 変更の内容 事業施行期間の延長
-

沖縄県告示第153号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、昭和47年沖縄県告示第169号で認可した那覇広域都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成24年 3月16日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施行者の名称 那覇市
 - 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
 - (2) 名称 5・5・那2号末吉公園
 - 3 事業施行期間 昭和47年 9月20日から平成29年 3月31日まで
 - 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
 - 5 変更の内容 事業施行期間の延長
-

沖縄県告示第154号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、昭和56年沖縄県告示第245号で認可した那覇広域都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成24年 3月16日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施行者の名称 那覇市
 - 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
 - (2) 名称 3・3・那1号城岳公園
 - 3 事業施行期間 昭和56年 4月27日から平成27年 3月31日まで
 - 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
 - 5 変更の内容 事業施行期間の延長
-

沖縄県告示第155号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、昭和58年沖縄県告示第470号で認可した那覇広域都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成24年 3月16日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施行者の名称 那覇市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
 - (2) 名称 5・5・那3号識名公園
- 3 事業施行期間 昭和58年 8月 8日から平成29年 3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 昭和58年沖縄県告示第470号、昭和63年沖縄県告示第290号、平成5年沖縄県告示第304号、平成6年沖縄県告示第694号、平成10年沖縄県告示第301号、平成12年沖縄県告示第220号、平成14年沖縄県告示第170号、平成16年沖縄県告示第269号、平成18年沖縄県告示第32号、平成20年沖縄県告示第167号及び平成22年沖縄県告示第202号の事業地のうち那覇市字真地御殿原及び上原地内において事業地を変更する。
 - (2) 使用の部分 変更なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長及び事業地の変更

沖縄県告示第156号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成2年沖縄県告示第519号で認可した那覇広域都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成24年 3月16日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施行者の名称 那覇市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
 - (2) 名称 3・3・那8号森口公園
- 3 事業施行期間 平成2年 6月15日から平成29年 3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長

沖縄県告示第157号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成3年沖縄県告示第100号で認可した那覇広域都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成24年 3月16日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施行者の名称 那覇市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
 - (2) 名称 5・5・那6号新都心公園
- 3 事業施行期間 平成3年 2月15日から平成27年 3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 平成3年沖縄県告示第100号、平成8年沖縄県告示第281号、平成10年沖縄県告示第306号、平成12年沖縄県告示第138号、平成14年沖縄県告示第137号、平成17年沖縄県告示第104号、平成19年沖縄県告示第227号、平成21年沖縄県告示第189号及び平成23年沖縄県告示第162号の事業地のうち那覇市おもろまち4丁目及び銘苅3丁目地内において事業地を変更する。

(2) 使用の部分 なし

5 変更の内容 事業施行期間の延長及び事業地の変更

沖縄県告示第158号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成4年沖縄県告示第795号で認可した那覇広域都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成24年 3月16日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施行者の名称 那覇市
 - 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
 - (2) 名称 3・3・那3号希望ヶ丘公園
 - 3 事業施行期間 平成4年10月2日から平成28年3月31日まで
 - 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
 - 5 変更の内容 事業施行期間の延長
-

沖縄県告示第159号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成5年沖縄県告示第774号で認可した那覇広域都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成24年 3月16日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施行者の名称 那覇市
 - 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
 - (2) 名称 3・3・那16号首里崎山公園
 - 3 事業施行期間 平成5年10月15日から平成26年3月31日まで
 - 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 変更なし
 - 5 変更の内容 事業施行期間の延長
-

沖縄県告示第160号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成8年沖縄県告示第514号で認可した那覇広域都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成24年 3月16日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施行者の名称 那覇市
 - 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
 - (2) 名称 4・3・那4号大石公園
 - 3 事業施行期間 平成8年5月21日から平成27年3月31日まで
 - 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
 - 5 変更の内容 事業施行期間の延長
-

沖縄県告示第161号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成19年沖縄県告示第402号で認可した那覇広域都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成24年 3月16日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施行者の名称 那覇市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
 - (2) 名称 3・3・那5号虎瀬公園
- 3 事業施行期間 平成19年6月15日から平成27年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 平成19年沖縄県告示第402号の事業地のうち那覇市首里赤平町2丁目地内において事業地を変更する。
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長及び事業地の変更

沖縄県告示第162号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成19年沖縄県告示第403号で認可した那覇広域都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成24年 3月16日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施行者の名称 那覇市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
 - (2) 名称 2・2・那35号羽佐間公園
- 3 事業施行期間 平成19年6月15日から平成26年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長

沖縄県告示第163号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成24年3月16日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 組合の名称 那覇市宇栄原南土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地 那覇市宇宇栄原959番地1
- 3 施行地区 那覇市宇宇栄原松川原、久真安良原、津真原及び我半田原並びに豊見城市宇我那覇後原の各一部
- 4 事業施行期間 昭和53年3月16日から平成27年3月31日まで
- 5 設立認可の年月日 昭和53年3月9日
- 6 変更の内容 事業施行期間の延長及び資金計画の変更
- 7 変更認可の年月日 平成24年3月7日

沖縄県告示第164号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成24年 3月16日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 組合の名称 うるま市江洲第二土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地 うるま市字江洲30番地
- 3 施行地区 うるま市字江洲江洲原、仲原及び城原の各一部並びに同市字江洲渡地原の全部並びに同市字宮里城原及び中原の各一部
- 4 事業施行期間 平成10年 9月18日から平成25年 3月31日まで
- 5 設立認可の年月日 平成10年 9月 7日
- 6 変更の内容 設計の概要及び資金計画の変更
- 7 変更認可の年月日 平成24年 3月 8日

沖縄県告示第165号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により、南城市佐敷馬天土地区画整理組合から南城市佐敷馬天土地区画整理事業の換地処分をした旨の届出があった。

平成24年 3月16日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成24年 5月 6日まで縦覧に供する。

平成24年 3月16日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成24年 3月 7日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法うまんちゅ生活支援センターふくしの家
- 3 代表者の氏名 田崎盛政
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県中頭郡読谷村字古堅587番地
- 5 定款に記載された目的 この法人は、高齢者や障害者、社会的弱者などが地域で安心して生活していける社会の実現を図るため、福祉に関する事業を行い暮らしやすいまちづくりを推進することを目的とする。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成24年 3月16日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成20年 9月12日 沖縄県指令土第807号、平成21年12月21日 沖縄県指令土第1012号（変更）、平成23年11月 4日 沖縄県指令土第952号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 竹富町字竹富1955番ほか10筆
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 竹富町字竹富372番地 南星観光株式会社 代表取締役 上勢頭保、竹富町字竹富372番地 南星観光株式会社 代表取締役 星野佳路
- 5 検査済証番号 平成24年 3月 5日 第2964号
- 6 工事完了年月日 平成24年 3月 1日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成24年 3月16日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成23年 9月27日 沖縄県指令土第862号、平成23年11月 7日 沖縄県

指令土第954号（変更）

- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字幸地764番
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市首里石嶺町4丁目465番地 外間清裕
- 5 検査済証番号 平成24年3月7日 第2965号
- 6 工事完了年月日 平成24年2月20日

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

平成24年3月16日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 調達する物品等の種類 校務用コンピュータ及びアプリケーションソフトの賃貸借（設置及び設定業務を含む。以下同じ。）
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
 - (1) 営業年数が平成24年3月1日現在において3年以上であること。
 - (2) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が500万円以上であること。
 - (3) 従業員の数が5人以上であること。
 - (4) 電気通信機器類等（電気通信機器類、OA機器類及びアプリケーションソフト類をいう。以下同じ。）の賃貸及び販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有していること。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があつた後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
 - (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書
 - イ 法人にあつては、登記事項証明書
 - ウ 個人にあつては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
 - エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類
 - オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近2年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類
 - カ 電気通信機器類等の賃貸及び販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有することを証する書類
 - (2) 一般競争入札参加資格登録申請書の配布場所、申請書等の提出場所及び申請に関する問い合わせ先
沖縄県教育庁総務課教育企画班 〒900-8571 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2705
 - (3) 申請書等の受付期間 平成24年3月16日から同月30日まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時から午後5時までとする。なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 申請書等に使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- 5 入札参加資格の審査結果 資格審査結果は、郵便により通知する。
- 6 入札参加資格の有効期間 平成24年4月16日から平成27年3月31日までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。
 - (1) 商号又は名称
 - (2) 住所又は所在地
 - (3) 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）
 - (4) 使用印鑑

- (5) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
- (6) 電話番号
- 8 入札参加資格の取消し等
 - (1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
 - (2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。
- 9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施する校務用コンピュータ及びアプリケーションソフトの賃貸借に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

平成24年 3月16日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達する物品等の名称及び数量 校務用コンピュータ及びアプリケーションソフト（以下「機器等」という。）の賃貸借（設置及び設定業務を含む。以下同じ。） 1式
 - (2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 納入の期限 平成24年 6月29日（金曜日）
 - (4) 納入の場所 入札説明書及び仕様書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件をすべて満たす者であること。
 - (1) 平成24年 3月 日付け沖縄県公報定期第 号登載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による校務用コンピュータ及びアプリケーションソフトの賃貸借に係る入札参加資格を有すると認められた者
 - (2) 機器等設置、設定業務及び障害対応業務体制証明書を平成24年 4月12日（木曜日）午後5時までに3(2)の場所に提出し、機器等の設置及び設定を円滑に行うことのできることを並びに当該機器等に障害が発生した場合において、本島内にあっては1日以内に、本島外にあっては2日以内に技術者を派遣して対応することができることを証明した者
 - (3) 納入しようとする機器等の機能等証明書を平成24年 4月12日（木曜日）午後5時までに3(2)の場所に提出し、当該機器等を納入することができることを証明した者
- 3 契約条項を示す期間及び場所
 - (1) 期間 平成24年 3月30日から同年 4月11日まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 場所 沖縄県教育庁総務課教育企画班 〒900-8571 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2705
- 4 入札執行の日時及び場所
 - (1) 日時 平成24年 4月25日（水曜日）午後2時
 - (2) 場所 沖縄県庁13階入札室
- 5 入札保証金 入札金額の100分の5以上の金額を4(1)の日時までに4(2)の場所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
 - (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
 - (2) 過去2年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 6 入札の無効 次の入札は、無効とする。
 - (1) 入札参加資格のない者のした入札

- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
 - (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
 - (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
 - (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
 - (6) 入札条件に違反した入札
 - (7) 連合その他不正の行為があった入札
 - (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 7 入札説明書及び仕様書の交付
- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 平成24年3月29日から同年4月11日まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 沖縄県教育庁総務課
- 8 落札者の決定の方法
- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
 - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 9 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
- (1) 名称 沖縄県教育庁総務課
 - (2) 所在地 〒900-8571 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 10 契約の手続において使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語
 - (2) 通貨 日本国通貨
- 11 その他必要な事項
- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、4(1)の日時までに4(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
 - (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
ア 期限 平成24年4月25日（水曜日）午前11時
イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県教育庁総務課に提出すること。
 - (3) 入札説明会の日時及び場所
ア 日時 平成24年3月29日（木曜日）午前11時
イ 場所 沖縄県庁13階第2会議室
 - (4) 最低制限価格 設定しない。
 - (5) その他 詳細は、入札説明書による。
- 12 SUMMARY
- (1) ARTICLES TO BE PURCHASED AND QUANTITY
Lease of computers for education including sets of application software 1 set
 - (2) DELIVERY DUE DATE
Will be specified on our explanatory pamphlet
 - (3) DATE FOR BIDS
2:00 p.m. April 25, 2012
 - (4) POINT OF CONTACT
General Affairs Division, Okinawa Prefectural Board of Education,
1-2-2 Izumizaki, Naha-city, Okinawa 900-8571 Japan
Telephone 098-866-2705

発行所
沖縄県総務部
総務私学課
電話 098-866-2074

印刷所 有限会社 福琉印刷
〒900-0012 沖縄県那覇市泊 2-19-8